

確認検査業務約款

第1条（責務）

建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及びシー・アイ建築認証機構株式会社（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書・中間検査引受承諾書・完了検査引受承諾書（以下（引受承諾書）という。）を含む。以下同じ。）及び「確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）まで行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、確認検査の申請関係書類（当該確認検査の申請書及びその添付図書をいう。以下同じ。）に事実を記載しなければならない。
- 5 甲は、別に定める「確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書又は受付票に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 7 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 8 甲は、乙が中間検査又は完了検査を実施する場合には、対象建築物等の工事監理者等を当該検査の実施場所に立ち合わせなければならない。
- 9 甲は乙の確認業務において、乙が甲に対し法第6条の2第4項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知を交付した場合であって、申請関係書類に軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものに限る。以下同じ。）がある場合に期限を定めて申請書等の補正を求めたとき又は申請書等の記載事項に不明確な点がある場合に期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（確認申請追加説明書：別記様式CIK-19）の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。
- 10 甲は、乙の完了検査業務において、乙が甲に対し建築基準法施行規則第4条の5の2の規定による検査済証を交付できない旨の通知を交付し、期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（完了検査追加説明書：別記様式CIK-31）の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。

第2条（業務期日）

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- 一 確認業務 引受承諾書を交付した日の翌日を業務開始日とし、引受承諾書に記載の期日
 - 二 中間検査業務 中間検査引受承諾書に記載の中間検査予定日の翌日
 - 三 完了検査業務 完了検査引受承諾書に記載の完了検査予定日の翌日
 - 四 仮使用認定業務 引受承諾書に定める日
- 2 乙は対象建築物の計画が法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要するものである場合であって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付があったときは、当該通知書に記載された期間の限りにおいて、前項第1号の日を延期する。
 - 3 乙は前条9項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から当該申請関係書類の補正が行われた日又は書類（確認申請追加説明書：別記様式CIJ-19）の提出を受けた日までの期間、第1項第一号の日を延期する。
 - 4 乙は、前条11項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から完了検査追加説明書の提出を受けた日までの期間、第1項第三号の日を延期する。
 - 5 乙は、甲が前条第4項から第7項まで規定する責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙が協議して定める。
 - 6 乙は、前条第8項の立会いがなかった場合には、中間検査又は完了検査を実施せず、その時点で乙の検査業務を完了する。この場合、第6条第2項の契約の解除があったものとみなし、同条第5項から6項を適用する。
 - 7 乙は甲が前条第9項に定める期間内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の確認業務を完了する。
 - 8 乙は、前条第9項に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を、申請関係書類の補正又は追加説明書の提出を求めずに交付した場合、その時点で乙の確認業務を完了する。
 - 9 乙は、甲が前条第10項に定める期限内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の完了検査業務を完了する。

第3条（支払期日）

甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 確認申請手数料に係る請求書の発行日から7日を経過する日又は確認済証交付日の前日のいずれか早い日
- (2) 中間検査業務 引受証に定める中間検査予定日の前日
- (3) 完了検査業務 引受証に定める完了検査予定日の前日
- (4) 仮使用認定業務 引受証に定める検査予定日の前日

第4条（支払方法）

甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。

第5条（確認審査中の計画変更）

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当該確認の申請を取り下げ（取り下げ届け：別記様式CIJ-25）、改めて別件として乙に確認を申請しなければならない。

2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとみなし、同条第6項を適用する。

第6条（甲の解除権）

甲は、次の各項の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、又当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第7条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第8条 (計画の特定行政庁への通知)

乙は、この契約を締結した後、対象建築物等（建築物に限る。）の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第9条 (秘密保持)

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。ただし、各特定行政庁への対応は、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他必要な配慮をうけることから連携を密にするものとする。

第10条 (電子申請における確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知書等の交付について)

甲が乙に対して電子申請を行った場合の確認済証、中間検査合格証、検査済証、仮使用認定通知書、適合しない旨の通知書、適合するかどうかを決定できない旨の通知書、中間検査合格証を交付できない旨の通知書、検査済証を交付できない旨の通知書、基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法は、書面とする。

2 甲乙協議の上、前項に掲げる適合しない旨の通知書、適合するかどうかを決定できない旨の通知書、中間検査合格証を交付できない旨の通知書、検査済証を交付できない旨の通知書、基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法について別途定めることができる。

第11条 (電子申請における副本の交付方法)

甲が乙に対して電子申請を行った場合の副本の交付方法は、電子媒体による交付とする。

2 甲乙協議の上、前項の交付方法について別途定めることができる。

第12条 (乙が電子署名を付して交付する各書類の電子署名の有効性について)

乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、当該期間内にタイムスタンプを付すことを必要とする。

第13条 (電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の開始について)

甲より乙に電子申請があった場合、乙の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に、乙に到達したものとみなす。乙は到着後遅滞なく、乙は定める業務時間内に業務規程に定める引き受け時審査を実施する。

第14条 (電子申請における受付日の定義)

甲が乙に対して電子申請を行った場合の受付日は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年12月13日法律第151号)第6条第3項の規定によらず、乙が申請者に送付する引受承諾書、中間検査引受承諾書、完了検査引受承諾書、仮使用引受承諾書に記載された日付とする。

第15条（電子申請に係る業務を行う事務所について）

確認業務について、電子申請を用いて業務を行う事務所は、業務規程第14条に定める事務所とする。

- 2 中間検査並びに完了検査について、電子申請を用いて業務を行う事務所は、業務規程第14条に定める事務所とする。

第15条（損害賠償等）

甲及び乙は、本契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に対し請求することができる。

ただし、その請求額は本契約申請手数料の10倍を上限とする。

- 2 乙は、検査実施によって生じた汚損・傷などの損害についてその補修・賠償などの責めに任じないものとし、甲は検査の申請及び検査実施においてこれを承知することとする。

第16条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。